


インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

当健保組合では本年度も、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（略称：東振協）協力のもと、インフルエンザ予防接種の補助事業を行います。ぜひ、流行前の早い段階で受けることをお勧めいたします。

組合補助額	1,000円（接種金額が1,000円未満の場合は、全額補助となります）
対象者	予防接種時において、当組合の被保険者および被扶養者 注）ただし、自治体から同様の補助を受けられる方は除きます。
接種期間	平成29年10月1日～平成30年2月28日まで 注）東振協の接種期間とは異なりますのでご注意ください。
補助回数	期間内1回限り 注）2回接種を推奨されている方でも、補助は1回限りとします。

A. 東振協契約医療機関にて予防接種する場合（9月1日より受付開始）

東振協が契約する全国約2,800ヶ所の医療機関にて接種ができます。
会計時に契約料金（上限3,890円）から補助額1,000円が差し引かれますので、
後日、補助金の請求をする必要がありません。可能な限りこちらをご利用ください。

- ① 予約 … 東振協 HP (<http://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html>)
 案内画面の下部にあるダウンロードリストの実施一覧から、希望の医療機関へ必ず事前にお電話で予約してください。
- ② 利用券作成 … 電話予約後、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を下記いずれかの方法でご自身にて作成して下さい。（健保の手続きは不要です）

保険証をお手元にご用意ください。

- ◆ 東振協HPから希望する契約医療機関・会場を選択し、必要事項等を入力
「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」をプリントアウトする。
- ◆ 8月告知書同封の「インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ」の裏面より、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」をコピーし、網掛け部分に記入する。

- ③ 接種日当日 … 保険証と「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を窓口にご持参のうえ
予防接種後に自己負担分をお支払いください。（補助金1,000円を差し引いた額）

B. 上記契約医療機関外にて予防接種する場合

上記Aの方法で実施できない場合は、医療機関の窓口にて全額自己負担していただきます。
後日、当組合に補助額をご請求ください。

■請求書受付最終締切日 平成30年3月31日必着■

注）2回接種の場合でも、補助は1回限りとなります。

- ① 「インフルエンザ予防接種補助金請求書」《書式》をダウンロード。
- ② 「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に必要事項を記載し、領収書（原則原本）を添付のうえ当組合に請求する。（事業所より一括請求可）